# 京都市西京区桂坂あすなろ第1地区建築協定

建築協定区域

京都市西京区御陵峰ケ堂町一丁目の一部

運営委員会連絡先

電話 075 -

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

### 協定内容(協定書より抜粋)

## ■ 目的

第1条 この建築協定は、建築基準法(以下「法」という。)第69条及びこれに基づく京都市建築協定条例第2条の規定に基づき、第4条に定める建築協定区域内における建築物の敷地、位置、用途、 形態、意匠及び建築設備に関する基準を定め、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

## ■ 建築物の敷地に関する基準

- 第6条 建築協定区域内の建築物の敷地等は、次の各号に定める基準に適合しなければならない。
  - (1) 建築物の敷地面積は、160平方メートル以上とする。
  - (2) 1区画につき1建築物とする。ただし、同一敷地内の建築物に附属する自動車車庫、物置その他これらに類する建築物で、最高の高さが3メートル以下のもの(以下「附属するもの」という。)については、この限りでない。
  - (3) 敷地の擁壁の除去,積み替え若しくは増積みをしてはならない。ただし、次のアからウまでの一に該当する場合において、第15条第1項に定める委員会がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
    - ア 現況地盤面(協定締結時の地表面をいう。)から高さ0.5メートル以下の切土及び盛土
    - イ 車両出入口の増設に伴う切土、盛土、擁壁の除去又は積み替え
    - ウ 人の出入口の新設若しくは増設に伴う切土、盛土、擁壁の除去又は積み替え
  - (4) 幹線道路に並行する敷地(協定区画番号22~28, 72~76) については、歩道沿いの植栽帯を変更してはならない。

# ■ 建築物の位置に関する基準

- 第7条 建築協定区域内の建築物の位置は、次の各号の定める基準に適合しなければならない。
  - (1) 建築物 (附属するものを除く。)の外壁仕上面又はこれに代わる柱等の仕上面 (以下「壁面」という。)から道路境界線までの距離は、1階については1.5メートル以上、2階については2.4メートル以上とする。ただし、敷地が2以上の道路に接している場合又は変形地等やむを得ない場合において、それぞれの道路に面する2階壁面の長さがその1階壁面の長さの2分の1であるときは、当該部分の2階の壁面は、道路境界線から1.5メートル以上後退すれば足りるものとし、その部分については庇を設けるものとする。
  - (2) 建築物(附属するものを除く。)の壁面から隣地境界線までの距離は1.2メートル以上とする。
  - (3) 建築物の壁面から道路境界線又は隣地境界線までの距離を越えて建築することができる出窓は、その周長の合計が3メートル以下のものとする。
  - (4) 道路に面して設ける門扉等は、その構造の如何を問わず、開閉時に道路内に突出してはならない。
  - (5) 自動車車庫の出入口は道路の隅切部分に設けてはならない。

# ■ 建築物の用途に関する基準

- 第8条 建築協定区域内の建築物の用途は、次の各号に掲げるものでなければならない。
  - (1) 住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む住宅宿泊事業の用に供しない1戸建て専用住

宅

- (2) 診療所(住宅を兼ねるものを含む。)
- (3) 集会所
- (4) 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類するもので令第130条の4に規定する公益上必要な建築物
- (5) 前各号の建築物に附属するもの。ただし、令第130条の5に規定するものを除く。

# ■ 建築物の形態等に関する基準

- 第9条 建築協定区域内の建築物の形態等は、次の各号の定める基準に適合しなければならない。
  - (1) 建築物の地階を除く階数は、2以下とする。
  - (2) 建築物の最高の高さは地盤面から10メートルを、最高の軒の高さは地盤面から7メートルを それぞれ超えないものとする。
  - (3) 建築面積の敷地面積に対する割合は、10分の5を超えないものとする。
  - (4) 屋根の勾配は10分の3以上としなければならない。ただし、附属するものを除く。
  - (5) 軒, 庇及びケラバの出は, 外壁仕上面より 0. 45メートル以上としなければならない。ただし, 附属するものを除く。
  - (6) 建築物は全体的に光沢のないものとし、屋根及び外壁の色の取扱いは、下表に定める基準によるものとする。

|   | 屋根              | 外 壁              |
|---|-----------------|------------------|
| 色 | 黒色系統,灰色系統,茶色系統, | 茶色系統,白系統,灰色系統,黄褐 |
|   | ふかみどり系統         | 色(じゅらく色系統)       |

- (7) 屋根の上に太陽光発電装置(太陽熱温水器を含む。)を設置する場合は、次のア及びイに定める 基準に適合しなければならない。
  - ア 屋根材と一体に見えるもので、その色彩が屋根の色彩と調和したものであること。ただし、 道路、公園等の公共の用に供する空地から容易に見えない場合は、この限りでない。
  - イ 太陽光発電装置の最上部が、建築物の最上部を超えないこと。

# ■ 建築物の外観

第10条 建築協定区域内の建築物の外観は、洗練されたものとし、周囲の風致と著しく不調和とならないよう努めなければならない。

#### ■ 外柵等

第11条 道路境界線に並行して設ける建築協定区域内の外柵等は、生垣、竹垣、土塀又はこれらに 類する意匠や仕上げ等を施したものとし、コンクリートブロック素地等は使用しないものとする。

#### ■ 広告物

- 第12条 建築協定区域内の敷地に看板等の広告物を設置し、又は掲示することはできないものとする。ただし、建築協定区域である旨を表示する表示板、建築協定区域内における一時的な宅地及び建築物の販売に供するもの又は次の各号に掲げる基準のすべてに適合し、第15条第1項に定める委員会が認めるものは、この限りでない。
  - (1) 土地の所有者等の自己の用に供するものであること。
  - (2) 1敷地につき看板等の表示面積の合計が1平方メートル(ただし、診療所にあっては、5平方メートル)以下であること。

- (3) 看板等が敷地境界線から0.9メートル以上後退した所(ただし、診療所にあっては敷地境界線から突出しない所)に設置されること。
- (4) 屋外広告物法及びこれに基づく京都市屋外広告物等に関する条例に適合すること。

## ■ テレビアンテナ等

第13条 建築協定区域内において、屋外にテレビアンテナその他これらに類するものを設置することはできないものとする。ただし、第15条第1項に定める委員会が認めるものは、この限りでない。

## ■ 制限の緩和

- 第14条 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に定める公益上必要な建築物及び工作物については,第7条,第9条,第11条並びに第12条第2号及び第3号の規定は適用しない。
- 2 集会所については、第7条、第9条、第11条並びに第12条第2号及び第3号の規定は適用しない。
- 3 建築協定区域内における宅地又は建築物の販売を主たる目的とする販売事務所で、次条に定める 委員会が認めるものについては、第8条及び第9条第3号の規定は適用しない。





